

「雲南市環境基本条例」逐条解説

2019（平成31年）年3月

雲南市市民環境部

1. 雲南市環境基本条例制定の根拠となる法令について

日本国憲法や地方自治法の規定にあるとおり、一般的に条例は「法の範囲内」で定めることが可能とされています。環境基本条例を制定する上での関係根拠法令（上位法）は「環境基本法」となります。関係する部分を抜粋すると次のとおりとなります。

《環境基本法抜粋》

（地方公共団体の責務）

第7条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第七節 地方公共団体の施策

第36条 地方公共団体は、第五節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。この場合において、都道府県は、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村が行う施策の総合調整を行うものとする。

2. 条例制定に向けた検討経過について

- 1) 平成30年4月～7月 条例案について検討開始
- 2) 同年6月25日 雲南市環境に関する条例検討プロジェクトチーム（PT）設置
- 3) 同年7月23日 第1回PT会議開催
- 4) 同年8月17日 雲南市議会教育民生常任委員会で検討状況を説明
- 5) 同年8月28日 第2回PT会議開催
- 6) 同年10月23日 雲南市環境審議会に条例案を諮問
- 7) 同年11月10日～11日 雲南市環境会議において条例制定に向けたアンケートを実施
- 8) 同年11月20日 雲南市環境審議会において条例案に係る意見交換、質疑等を実施
- 9) 同年12月10日 雲南市議会教育民生常任委員会で検討状況を説明
- 10) 同年12月25日～平成31年1月24日 パブリックコメント実施
- 11) 平成31年1月21日 雲南市議会教育民生常任委員会で条例概要案について審議
- 11) 平成31年2月4日 雲南市環境審議会から答申（事務局の提案のとおりの内容で承認する旨の答申）
- 12) 同年2月12日 雲南市議会教育民生常任委員会で条例概要案について重ねて審議
- 13) 同年2月15日 雲南議会全員協議で条例案概要案について審議
- 14) 同年2月27日 雲南市市議会平成31年3月定例会に条例案を提出
- 15) 同年3月20日 雲南市市議会平成31年3月定例会にて条例案可決

3. 雲南市環境基本条例の体系について

条例は、3章立てとし、前文に続き、全体で30条の条文構成となります。

目次

前文

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等（第8条－第11条）

第2節 環境の保全及び創造に関する施策（第12条－第22条）

第3章 雲南市環境審議会（第23条－第30条）

附則

前文

前文は、「法令の条項の前におかれ、その法令の趣旨、目的又は基本原則を述べた文章」で、憲法や教育基本法などのように、その法令の制定の由来や基本原則を特に強調して宣言する必要がある場合に置かれることがあります。

今回制定の条例は、雲南市の環境に関する基本条例であることから、前文を採用し、本市の自然・文化等の特性、東日本大震災の教訓、エネルギー政策、地球温暖化抑制の考え方など、雲南市の環境政策に係る基本的姿勢、考え方、ビジョン等を盛り込んでいます。

第1章 総則

第1条 目的

第2条 定義

第3条 基本理念

各主体の責務及び役割

第4条～第6条 市、市民、事業者それぞれの責務及び役割

*第7条 市、市民及び事業者の協働

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

・施設の基本方針等

第8条 施策の基本方針

第9条 環境基本計画

第10条 環境基本計画との整合

第11条 年次報告

・環境の保全及び創造に関する施策

第12条 環境影響評価の推進

第13条 規制の措置

第14条 財政上の措置

第15条 資源の循環的な利用の推進

第16条 地球環境の保全に関する国際協力の推進

第17条 環境保全等に関する教育と学習

第18条 環境の保全活動に関する支援等

第19条 情報の収集及び提供

第20条 監視体制の整備

*第21条 施策の推進体制

*第22条 雲南市環境会議



第3章 環境審議会（第23条～第30条）

雲南市環境審議会条例は既に制定済みですが、新たに環境基本条例を制定する場合には、ひとつに統合される例が多いことから、雲南市においても既存の雲南市環境審議会条例を廃止し、雲南市環境基本条例の中に統合しました。

※各表中、*が付けてあるものは、法令に準拠しない、市独自の規定です。

4. 逐条解説

それでは、いよいよ条例の中身に入ります。まず、前文から解説します。

広島県境に位置する雲南市最高峰、毛無山けなしやまの頂に立つと、はるか遠くに宍道湖、島根半島、日本海を見渡すことができる。眼下の緑なす山々では、龍頭・八重の名瀑りゅうず や え めいぼく けいこくが溪谷を刻み、桜咲く川辺から、コウノトリの親子が青空高く飛び立つ。そして初夏は新月の宵よい、無数の蛍が小さな光の帯をつくり、交わる。千メートルを超える標高差は、彩りあふれる四季の移ろいと豊かな大地を育はぐくみ豊かな土地を恵み、ヤマタノオロチ神話や銅鐸どうたく、たたらいざなの誕生を誘いのちった。生命と神話が息づく雲南市を象徴するこれらは、古来先人たちが自然と共に生き、そして自然を受け入れ、プラチナのように輝きながら暮らしてきたことで誕生したものであり、このまちの財産である。

しかしながら、私たちは、豊かさや便利さを得た反面、資源やエネルギーの大量消費や多量の廃棄物の排出によって、身近な環境のみならず、地球全体に負荷をかけてきたことも事実である。また、平成23年の東日本大震災に伴う原子力発電所からの放射能汚染つめあとは、取り返しのつかない深刻な爪痕ながいたかしをも残した。

雲南市は、世界平和を訴え続けた故永井隆博士こあいじんの生い立ちの地であり、博士の「如己愛人」の精神に学び、『『平和を』の都市宣言』を行ったまちである。この自覚と誇りを胸に、原子力発電所事故の経験を踏まえ、私たちは安全な暮らしに結び付く、再生可能エネルギーの普及を図ることで、将来的に、原子力に頼らない社会の実現を目指す。

これは、資源の効率的利用や廃棄物削減などの地道な取組とともに、地球規模で起きる極端な気候変動を抑制し、大規模自然災害からの回避にもつながる。そして、全ての人同士が平和に、そして、快適に、この星で住み続けることにも結び付くものと確信する。

森で生まれたひとしづくは、大河を経て海に流れ、やがて雲となって再び森に雨を降らせる。私たちはこの生命の循環システムを改めて認識するとともに、人と自然が共生できる、地球に優しい雲南市を実現することを決意し、この条例を制定する。

* 前文の主旨について

- ①前文の冒頭では、まず、雲南市の様々な自然の特性や文化等について述べています。
本市最高峰は、吉田町の毛無山で、標高は 1,062m あります。また、出雲平野の南、加茂町下神原は約 30m ほどですから、1,000m を超える標高差により、本市の四季折々の彩りが演出されます。
- ②雲南市掛合町の龍頭ヶ滝、八重滝は2つで「日本の滝百選」に選定、また、コウノトリ、ホテル、春の桜、神話、銅鐸、たたらは雲南市の代名詞となっています。
- ③次に、人の活動が様々な環境問題を誘発し、地球規模で影響を与えていることを述べています。

- ④平成 23 年の東日本大震災による福島原子力発電所の事故は、甚大な放射能汚染をもたらせました。この事故を教訓とするとともに、本市が生い立ちの地である故永井博士の「如己愛人」の精神に学び、「『平和を』の都市宣言」を行なったまちであることから、これを誇りに、安全な暮らしに結び付く、再生可能エネルギーの普及を図ることで、将来的に、原子力に頼らない社会の実現をめざすことを述べています。

*「将来的に原子力に頼らない社会の実現をめざし、そのために再生可能エネルギーを普及させる」という表現は、雲南市議会において、繰り返し、市としての考え方を述べていますが、これに準拠するものです。本市の公式ホームページ・トップページの「web 市長室」⇒「市政における 3 課題」⇒「安心・安全なまちづくり」にも、同様の表現が記載されています。

原子力発電の安全性を徹底的に検証し、将来、原発に頼らない社会を目指します。

- ⑤再生可能エネルギーの普及は、資源の効率利用や廃棄物削減などとともに、地球温暖化による地球規模の気候変動を抑制し、大規模自然災害を回避することにもつながります。

- ⑥そして、すべての人同士が平和に、そして、快適に、この星で住み続けることにも結び付くものでもあります。

- ⑦前文の最後は、自然の循環システムを象徴的に表現するとともに、人と自然が共生できる、地球にやさしい雲南市を実現することを決意・宣言し、締めくくりとしています。

*前文のところどころにルビが振ってありますが、これは「雲南市公用文に関する規程」や「法令における漢字使用等（内閣法制局）」等のガイドラインのとおり、「専門用語等であって、他に言い換える言葉がなく、しかも仮名で表記すると理解することが困難である場合」に認められており、今回制定の条例にも採用するものです。

*また、条例第 17 条では環境の保全等に関する教育や学習等について規定していますが、学校教育で今回制定の条例が用いられることを想定して、義務教育で習わない漢字にルビを振るとともに、たとえ学校で習う漢字であっても、日常生活であまり目にしないものや、用いられていないと思われるものに対してルビを振りました。

次に、各条文です。なお、以下の解説では、雲南市環境基本条例を「この条例」と略して表現しています。

第1章 総則

第1条

目的

雲南市の環境保全と創造に関する基本理念や施策の基本事項を定めるとともに、これらの施策の総合的、計画的な推進により、将来に向けて市民が健康で文化的な生活を営むことができる快適な環境を確保することが条例制定の目的であるとしています。

環境基本法（以下「法」といいます。）第1条の「目的」に準ずるもので、条例制定の目的を述べています。環境の「保全」あるいは「創造」についての言葉の定義は、次の第2条で詳しく述べています。なお、「環境の保全と創造」については、以下「環境の保全等」と表現しています。

第2条

定義

この条例における用語の意義を規定しています。

①「環境の保全と創造」

良好な環境の維持によって人の健康や生活環境に係る被害の防止を図ること。また、積極的に良好な環境をつくり出すことです。

②「環境への負荷」

人の活動による環境影響で、環境保全上の支障のおそれがあるものです。

③「地球環境の保全」

人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行など、地球環境に影響を与えることに対する環境の保全で、人類の福祉の向上、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものとしています。

④「公害」

事業活動等で生じる大気汚染、水質・土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭により、人の健康又は生活環境に被害が生ずることです。

⑤「再生可能エネルギー」

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号）第4条に定める、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス、その他エネルギー源として持続的に利用することができるものです。

⑥「循環型社会」

廃棄物の抑制と廃棄物のうち、有用なものを資源として使用すること。また、適正な廃棄物処理で天然資源の消費が節減され、環境への負荷ができる限り低減される社会と定義しています。

①から④までは法第2条の定義に準拠しています。なお、①の「環境の保全と創造」の

「創造」の部分は、本市独自に盛り込むものです。環境保全のみならず、積極的に良好な環境をつくり出すことが必要です。

⑤については、この条例に再生可能エネルギーの推進を盛り込むために、記載の法律施行令の規定を引用するものです。この条例では、前文、第8条、第16条で再生可能エネルギーに触れています。

⑥については、「循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)」第2条の「定義」の中の「循環型社会」に準拠し、この条例に合うように平易な文章としています。

第3条

基本理念

環境の保全等は、市民が安全・健康・文化的な生活を送る際に必要となる良好な環境を確保し、将来世代へ引き継ぐことを目的として行わなければなりません。

○環境の保全等は、人と自然の共生、環境負荷の少ない持続的発展可能な循環型社会の構築を目指し、市、市民及び事業者がそれぞれの責務に応じた役割分担のもとに積極的に行わなければなりません。

○地球環境の保全は、現在から将来にわたって、市民が健康で文化的な生活を営むために極めて重要であり、また、人類共通の願いでもあることから、地域での取り組みとともに、国際的協力の下、積極的に推進しなければなりません。

法第3条(環境の恵沢の享受と継承等)、第4条(環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等)、第5条(国際的協調による地球環境保全の積極的推進)にそれぞれ準拠するものです。「地球環境保全」については、昨今の気候変動を抑制し、大規模自然災害から尊い命を守るためにも、その保全策を積極的に推進すべきであるとしています。

第4条～第7条

市・市民・事業者の責務と役割、協働

○市は、環境の保全等の基本的・総合的施策を策定、実施する主体です。また、市民や事業者の自主的な環境保全等の取組に対し、支援、協力するとともに、市自らの施策実施の上で、環境負荷低減に積極的に努めなければなりません。

○市民は、日常生活で資源やエネルギーの節約、廃棄物の発生抑制等により、環境負荷低減に努めるとともに、環境の保全等への積極的な取組や協力をお願いするものです。

○事業者は、自らの責任で、事業活動による公害を防止し、環境保全に必要な措置を講じなければなりません。また、事業活動で、資源やエネルギーの循環・有効利用を進めるとともに、廃棄物の発生・排出抑制の推進、製品等の使用や廃棄による環境負荷低減に努めなければなりません。加えて、環境保全等に自ら積極的に取り組むとともに、環境施策や活動に協力するよう努めなければなりません。

○市、市民及び事業者は、それぞれの責務を果たすため、協働して環境の保全等に関する施策及び環境活動を推進するよう努めなければなりません。

法第7条(地方公共団体の責務)、第8条(事業者の責務)、第9条(国民の責務)に準拠

するものです。この条例第3条第2項(基本理念)に、「環境の保全等は、人と自然の共生、環境負荷の少ない持続的発展可能な循環型社会の構築を目指すものとし、市、市民及び事業者がそれぞれの責務に応じた役割分担のもとに積極的に行わなければならない」と規定していることから、まず、市、市民、事業者の順で責務と役割を述べ、最後に、「市民と行政の協働のまちづくり」をまちづくりのテーマに掲げる雲南市として、環境保全等の取組についても、「協働の原則」を盛り込むものです。

なお、ここでいう「市民」とは、雲南市の区域内に住所を有するもの、滞在するもの、通過するものを想定しています。それぞれが環境に影響を及ぼす存在であることからの考え方です。また、「事業者」とは、雲南市の区域内で全ての事業活動を行うものと想定しています。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等

第8条

施策の基本方針

市は、基本理念に沿い、次の5つの事項を基本方針として、環境の保全等に関する施策を、総合的かつ計画的に策定し、実施するものとしています。

- 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- 野生生物の種の保存その他生物の多様性の確保を図るとともに、森林、水辺、農地等における多様な自然環境を適正に保全すること。
- 緑や水系など、自然と調和した魅力ある景観形成を図るとともに、自然災害に強いまちづくりに努めること。
- 廃棄物の減量並びに資源及びエネルギーの消費抑制及び再生可能エネルギーの導入促進等、資源の循環的な利用が徹底される施策の推進に努めること。
- 地球環境の保全に資する施策の推進に努めること。

法第14条「施策策定等に係る指針」に準拠するとともに、独自に地球環境の保全に関する施策の推進を盛り込みました。この条例の基本理念の実現に向けて、雲南市が環境施策を講じて行く上で基本となる考え方を規定するものです。

第9条

環境基本計画

市長の責務として「雲南市環境基本計画(以下「基本計画」といいます。)」の策定を義務付けました。

- 基本計画は、第8条の基本方針に沿い、環境の保全等の施策の基本的事項、基礎調査、基本方針、取組み施策、推進体制等について定めるものとしています。
- 基本計画策定・変更にあたっては、市民、事業者の参画や協力が得られるよう、必要な措置を講じなければなりません。
- 基本計画の策定・変更にあたっては、あらかじめ、雲南市環境審議会の意見を聴かなければなりません。
- 基本計画の策定・変更にあたっては、速やかに公表しなければなりません。

環境基本計画の策定は、法第 15 条（環境基本計画）に準拠しています。法では市町村の環境基本計画策定は任意となっていますが、本市は第 2 次計画まで策定済であることから、今後の策定も必須と考え、義務として盛り込みます。基本計画の内容は、これまでに策定した第 1 次、第 2 次雲南市環境基本計画に準拠しています。

第 10 条

環境基本計画との整合

市は、環境に影響のある施策の策定や実施に当たっては、環境基本計画との整合性を確保し、環境の保全等についての十分な配慮を義務としています。

雲南市が講じる各種施策（大規模な建物建設、土地の造成、建設事業による騒音、振動、完成後の使われ方などを含む）が環境に影響すると認められる場合には、本市の環境基本計画との整合性を図ることを義務化すると同時に、法第 19 条（国の施策の策定に当たっての配慮）の規定に準拠し、環境保全に十分に配慮することも義務としています。

第 11 条

年次報告

環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について、毎年度公表するものとしています。

法第 12 条（年次報告等）に準拠します。市議会をはじめ、市報や市の公式 HP、ケーブルテレビジョン、この条例第 22 条に定める「雲南市環境会議」などを通じて報告、公表します。

第 2 節 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第 12 条

環境影響評価の推進

開発事業等で、あらかじめ環境に与える影響について調査、予測、評価を行い、その結果によって生じる環境の悪化を未然に防ぐために有効な環境影響評価について規定しています。

法第 20 条（環境影響評価の推進）に準拠します。環境影響評価法では、大規模開発行為を行う場合、国民や地方公共団体から意見聴取の努力義務等があること、また、島根県環境影響評価法では、道路整備、土石採取、工場設置の際などに環境影響評価制度があり、評価の結果に応じて、地方公共団体は、必要な措置を講ずる努力義務があります。

第 13 条

規制の措置

市は、環境の保全上の支障を防止するため、次の規制を行います。

- 公害の原因となる行為
- 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為

このほか、市は、人の健康や生活環境に支障を及ぼすおそれがある行為について必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとしています。

法第 21 条（環境の保全上の支障を防止するための規制）に準拠しています。各種規制措

置は、これまでの環境行政で重要な役割を果たしてきた手法で、今後も引き続き実施して行く必要があることから、その実施の根拠となるものです。具体的には、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、悪臭防止法、廃棄物処理法などの規定に基づき、大気や水、騒音、におい、廃棄物等について規制が必要となります。また、「雲南市ポイ捨て及び飼い主等ふん害防止条例」「雲南市ほたる保護条例」「雲南市食と農の市民条例」など、すでにある市独自制度の上位に位置づけられるものがこの条例となります。

第14条 財政上の措置

市は、環境の保全等に関する施策の推進のため、必要で適正な財政措置を講ずるよう努めます。

法第22条（環境の保全上の支障を防止するための経済的措置）に準拠します。市は、環境の保全等の施策の推進にあたり、必要な財政措置を講ずるよう努めます。

これは、市民や事業者が自ら積極的に環境保全活動等を行う際も同様で、必要な予算措置を行うよう努めるものです。

第15条 資源の循環的な利用の推進

市は、資源の節減や循環的な利用、エネルギーの節減や有効的な利用、廃棄物の減量促進のために、それぞれ必要な措置を行うものとしています。

○市は、再生資源や環境の負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用の促進を図るために必要な措置を行うものとしています。

法第24条（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進）に準拠します。雲南市自体も事業者として消耗品や空調その他エネルギー使用のほか、ごみやし尿などの廃棄物を排出します。市民の模範となるよう、環境配慮型製品（グリーン製品）、リサイクル製品、低燃費車の購入等に努めるとともに、コピーの裏紙利用や執務室の節電など、省エネ等にも努めることを規定するものです。市役所新庁舎がZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル＝高効率な省エネルギー建築物）であることも省エネ推進の一環です。

第16条 地球環境の保全に関する国際協力の推進

市、市民、事業者は、地球全体の温暖化の防止、オゾン層の保護、プラスチックの排出抑制等を推進し、地球環境の保全に努めるものとしています。

○市は、再生可能エネルギーの導入を積極的に推進するとともに、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関と連携し、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとしています。

法第5条（国際的協調による地球環境保全の積極的推進）、第32条（地球環境保全等に関する国際協力等）、第34条（地方公共団体又は民間団体等による活動を促進するための措置）に準拠し、地球環境保全の推進に向けた市、市民、事業者の努力義務を盛り込んでいます。近年では、マイクロプラスチックの海洋汚染が深刻化し、抜本的な対策が求められるに至っています。また、前文で、将来的には原子力に頼らない社会づくりをめざし、こ

のための施策として再生可能エネルギーの推進に触れていますが、この第16条において、改めて再生可能エネルギーの積極的推進を盛り込むものです。また、地球環境の保全は一自治体の取組みで成果が出せるものではないことから、他自治体や国、民間団体等と連携して国際協力を推進することも盛り込んでいます。

第17条 環境の保全等に関する教育と学習

市は、市民や事業者が、環境への関心と理解を深め、環境に配慮した活動ができるよう、環境の保全等についての学習及び広報活動を推進するものとしています。

法第25条（環境の保全に関する教育、学習等）に準拠します。「学習」とは、教育の受け手として行われる「学習」と、自然とのふれあいなど、環境と関わる自らの行動を通じて自発的に行われる「学習」の双方の意味を有しています。もちろん、学校における環境教育や学習活動も必要ですが、家庭や職場、地域などで行われる「環境学習活動等」も必須と考えます。

雲南市は地域自主組織を中心とした市民と行政の協働のまちづくりを進めており、地域自主組織において取り組まれる生涯学習活動の一環として「環境学習」や「環境広報活動」が推進されることを期待するものです。

第18条 環境の保全活動に関する支援等

市は、市民団体や事業者が環境負荷低減のために自主的に実施する活動等について、支援を行うよう努めるものとしています。

法第26条（民間団体等の自発的な活動を促進するための措置）に準拠します。市民や事業者による環境美化活動やリサイクル推進など、環境の保全等の活動の促進に関し、市が必要な支援を行うよう努めるものとしています。

第19条 情報の収集及び提供

市は、環境の保全等の活動を推進するため、情報を収集し、市民や事業者等に提供できるよう努めるものとしています。

法第27条（情報の提供）に準拠します。大気や河川の水質等環境基準の達成状況、自然環境の状況等をはじめ、一般廃棄物処理施設の運営状況、廃棄物のリサイクル率やごみの減量化の実態、環境保全等に関するイベント情報など、環境保全等に関する様々な情報の収集に努めるとともに、個人や環境保全団体、事業者等に積極的に提供します。

第20条 監視体制の整備

市は、環境の状況を把握し、環境施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、調査等の体制整備に努めるものとしています。

法第29条（監視等の体制の整備）に準拠します。現在すでに行っている不法投棄の監視パトロールや水質汚濁事例への対処、騒音調査など、必要な監視や測定、調査等を行うための体制整備に努めるものとしています。

第 21 条

施策推進体制

市は、環境の保全等に関する施策について総合的な調整を行い、計画的に推進するために必要な体制の整備に努めるものとしています。

法に規定はありませんが、雲南市の環境施策の確実な実施に向けた体制整備について規定するものです。第 20 条の監視体制の整備や、環境保全等の施策展開のために体制整備は欠かせないものとなります。

第 22 条

雲南市環境会議

市は、市民や事業者が積極的に環境の保全等の活動をするための組織として、雲南市環境会議（以下「会議」といいます。）を置くことができることとしています。

○この会議は、環境の保全等に関する施策等について、市長に意見を述べることができます。また、市は、会議に対して、環境の保全等に関する活動を推進するために支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとしています。

法に規定はありません。雲南市が独自に規定するもので、すでに環境活動に取り組まれる「雲南市の女性の集い」「赤川ほたる保存会」「里山照らし隊」「冒険の森てんば」「山王寺棚田実行委員会」など、民間における環境保全等活動団体や事業者、行政等がともに集まり、環境イベント等の計画、実施をはじめ、情報発信などを行う組織となります。平成 30 年 11 月 10 日～11 日にかけて「第 1 回雲南市環境会議」を開催しました。市役所本庁舎 1 階にコウノトリの写真パネル展示や省エネグッズ、エコドライブ体験機器などを設置し、多数の来場者に環境保全等の取組みを PR しました。また 11 日は「兵庫県立コウノトリの郷公園」から山岸哲園長を招いてコウノトリ講演会を開催し、約 100 名が貴重な動物と人間との共生の重要性を学んだところです。

なお、この会議は市の附属機関ではありません。

第 3 章 雲南市環境審議会

第 23 条～第 30 条

雲南市環境審議会

これまでの雲南市環境審議会条例を、そのまま移行しました。

第 23 条から第 30 条までは、すでにある「雲南市環境審議会条例（平成 16 年条例第 196 号）」を廃止し、この条例に統合したものです。地方公共団体が環境基本条例を制定する際、すでにある環境審議会条例を統合し、ひとつの条例に整理する例が多いことから、本市においても同様の取り扱いとしたものです。また、この条例第 9 条第 4 項では、本市の環境基本計画策定に当たっての環境審議会からの意見聴取を義務化していますので、同じ条例の中で見える化が図られることとなります。

なお、環境審議会の設置は法第 44 条の規定に基づくもので、雲南市の附属機関となります。審議会は、市長の諮問に応じ、自然環境及び生活環境の保全を図ること、また、市民が健全な心身を保持するための施策や基本的事項について調査、審議する機関となります。

委員数は 12 人以内で、①雲南市の区域を所管する島根県の行政機関・・・具体的には島根県雲南保健所②公共的団体の役員又は職員・・・具体的には、JA、商工会、森林組合③学識経験のある者・・・具体的には島根大学生物資源科学部教授④その他市長が適当と認める者・・・具体的には各町の地域自主組織から推薦を受けた市民代表者で構成されています。

委員任期は 3 年ですが、補欠委員の場合は、前任者の残任期間となります。また、委員互選で会長が選ばれ、会長指名により、職務代理者が置かれます。

審議会は合議制を取っており、定足数は委員の 2 分の 1 以上の出席とするほか、出席委員の過半数で決議される仕組みを取っています。

詳細な規定は、条例を参照ください。

附 則

施行期日

この条例は、平成 31 年 6 月 5 日から施行する。

法第 10 条では「環境の日」が 6 月 5 日と定められています。このことから、本条例施行日をこの日とするものです。平成 31 年 3 月 20 日開催の雲南市議会において条例案が可決され、施行されるまでの期間、市民、事業者等に周知することを想定して施行日として設定したものです。